

<ごみの分別>

桑名広域清掃事業組合で、平成27年11月13日に搬入された可燃ごみの検査を行いましたところ、可燃ごみの中に衣類やタオル類の資源ごみが含まれていました。これらのごみは、可燃ごみの処理段階で破砕機やコンベアなどに巻き付いて機械が故障する原因となりますので、資源ごみとして出してください。

ごみの分別は、ごみを減量するだけでなく機械の故障を未然に防ぐこともできますので、ごみの分別にご協力お願いいたします。



資源ごみ(布類とは)

対象となるものは、主に次のとおりです

対象となるものの例	対象外(粗大ごみ)となるものの例
スーツ、ワイシャツ、Tシャツ、浴衣、セーター、ジャンパー、スキーウェア、ネクタイ、タオルケット、シーツ	着物、帯、合羽、布団、座布団、こたつ布団、カーテン、じゅうたん、電気カーペット、電気毛布、バスマット

※ ごみを減量するために、これらの布類はできるだけ資源ごみとして出していただきますようよろしくお願いいたします。ただし、汚れがひどいもの等可燃ごみとして出す場合は、必ず50cm角以下に切って出してください。

「ごみの分別はごみの減量につながります」

ごみ減量への一番の近道は、ごみを分別することです。

桑名広域清掃事業組合では、住民の皆さんや事業者の方と情報の共有を図り、協働してごみ減量に取り組んでいくことが重要だと考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

桑名広域清掃事業組合資源循環センター (愛称 リサイクルの森)